

大分県食育推進条例

～うまい、楽しい、元気な大分を目指して～

(平成 28 年 4 月 1 日施行)



「食」は生活の中で欠かすことができない大切な要素です。生涯にわたって健全な食生活をおくり、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう、県民全体で食育を推進していくため、「大分県食育推進条例」を制定しました。

大分県

現在の問題
若い世代の朝食の欠食
生活習慣病の増加
伝統食の担い手不足・・・等

大分県の特徴ある…
●豊かな自然
(山・海・川・温泉等)
●多様な文化
●社会経済



県民の
“食”
生涯にわたる
健全な食生活につとめる
(第4条)

家庭・職場・地域社会
県民の健全な食習慣の確立
(第10条)



農林水産業者
安全な食料の供給
体験学習
自然の恩恵や食育活動に対する理解促進
(第6条)

食品関連業者
安全な食品の提供
食に関する情報提供
自主的・積極的な食育の推進
(第7条)

食に関する適切な判断力の習得
生涯にわたる健全な食生活
県民の心身の健康増進
豊かな人間形成

ごはん
おおいた食の日・食育ウィーク
(第18条)
・食に関する知識を深める(第4条)
・生産者・消費者の交流(第12条)
・地産地消(第13条)
・食文化の継承(第14条)
・環境に配慮した食育(第15条)
・食育活動者の育成(第16条)
…等

県
・総合的な施策の策定・実施(第3条)
・市町村との連携(第8条)
・財政上の措置(第9条)
・情報提供(第19条)

教育
子どもの健全な食生活の実現
食に対する感謝の念、理解を深める
(第11条)



食育活動者
(食育に関わる団体・個人、栄養教諭、栄養士)
食に関する知識の普及、
体験活動の機会の提供等
(第10条、第11条)



教育等関係者
(保育、介護、社会福祉、医療、保健等)
それぞれの分野における、
積極的な食育の推進
(第5条)



○食育推進会議○
(第19条)
↓策定
○食育推進計画○
(第20条)



【問合せ先】
大分県生活環境部食品・生活衛生課
食の安心・食育推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
TEL:097-506-3058 FAX:097-506-1743



大分県食育推進条例の概要

〔前文〕食育の推進の決意

「食」は心身の健康にとって、その基本となる極めて大切な要素です。とりわけ、将来の大分の発展を支える子どもたちが豊かな人間性を育み、健全でたくましく育つためには、何よりも「食」が重要です。また、大分県は山、海、川、温泉等豊かな自然に恵まれており、気候、風土及び歴史に根付いた特色ある多用な「食」の文化が育まれています。

しかしながら、近年、若い世代の朝食の欠食、生活習慣病の増加等「食」を取り巻く多くの問題が生じています。こうした状況の中、県民が健康で豊かな生活を実現するためには、私たち一人ひとりが、自然の恩恵と食に関わる人々の活動への感謝の念及び理解を深めつつ、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことが極めて重要です。

このような認識に立ち、私たち県民は、県、市町村及び県民等の連携と協働により、家庭、学校及び地域の食育に関わる人々の相互理解を深め、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して食育を推進していくことを決意し、この条例を制定します。

実現するための方策

〔第1章〕総則(第1～9条) 目的、基本理念、関係者の責務・役割等を規定

【第1条】目的

○食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とします。

【第2条】基本理念

○食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう食育を推進します。

○県民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること、食に関わる人々の様々な活動により支えられていることについて、感謝の念及び理解が深まるよう配慮して食育を行ないます。

【第3条】県の責務

○食育の推進のための総合的な施策を策定・実施します。

【第4条】 県民の役割

○食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたって健全な食生活の実現を図るよう努めるものとします。

【第5条】 教育関係者等の役割

(教育・保育・介護・社会福祉・医療・保健等に関する職務に従事する者・関連団体)
○あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進に努めるものとします。

【第6条】 農林水産業者等の役割

(農業・林業・水産業を営む者・関連団体)
○安全な食料を供給するとともに、様々な体験活動等を通じて県民の自然の恩恵に対する感謝の念や食に関わる人々の活動に対する理解が深まるよう食育の推進に努めるものとします。

【第7条】 食品関連事業者等の役割

(食品の製造・加工・流通・販売・食事の提供を行う事業者・関連団体)
○安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、その事業活動に関し自主的かつ積極的に食育の推進に努めるものとします。

【第8条】市町村との連携

○地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図ります。

【第9条】財政上の措置

○県は財政上の措置を講ずるよう努めます。

〔第2章〕基本的施策(第10～18条)

【第10条】家庭、職場及び地域社会における食育の推進

○県は、家庭、職場及び地域社会において、県民の健全な食習慣が確立されるよう、食生活の改善に取り組む団体、栄養士、その他食育に携わる者と連携して、栄養及び食習慣に関する知識の普及や食育の推進に必要な措置を講じます。

【第11条】学校、保育所等における食育の推進

○県は、学校、保育所等において、子どもの健全な食生活の実現を図り、食に対する感謝の年及び理解が深まるよう、栄養教諭その他の食育に携わる者と連携し、食に関する体験活動の機会の提供や食育の推進に必要な措置を講じます。

【第12条】 生産者と消費者との交流の促進

○県は、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食に対する県民の理解と関心の増進を図るため、生産者と消費者との交流の促進その他必要な措置を講じます。

【第13条】 地産地消の促進

○県は、食と農林水産業の関わりについて県民の理解を深め、豊かな食生活の実現に資するため、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講じます。

【第14条】 食文化の継承のための取組の促進

○県は、県内の伝統的な食文化の継承を促進するため、地域の食文化を次世代へ伝える活動の促進その他の必要な措置を講じます。

【第15条】環境に配慮した食育の推進

○県は、食育の推進に当たっては、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に関する県民の理解が深まるよう必要な措置を講じます。

【第16条】食育活動者の育成

○県は、健全な食生活を営む上で必要な知識及び技術の普及啓発のため、市町村と連携し、食育の推進に関する活動に携わる者及び団体の育成及び支援その他の必要な措置を講じます。

【第17条】食育の推進に関する情報提供

県は、食育を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

【第18条】^{ごはん}おおいた食の日及び^{ごはん}おおいた食育ウィーク

11月19日を^{ごはん}おおいた食の日とし、当該^{ごはん}おおいた食の日の属する週を^{ごはん}おおいた食育ウィークとし、食育の推進に関する普及啓発をはかるための行事を重点的・効果的に行います。

下支え

〔第3章〕大分県食育推進会議、大分県食育推進計画(第19条、第20条)

【第19条】大分県食育推進会議

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため大分県食育推進会議を置きます。大分県食育推進計画を作成し、及びその実施の推進に関する事項を審議します。

【第20条】大分県食育推進計画

大分県食育推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

- 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 2 食育の推進の目標に関する事項
- 3 食育の推進に関する活動等の総合的な促進に関する事項
- 4 その他、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項